3　前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

4　第二項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5　書面交付者は、第二項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

一　第二項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

6　前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

第十三条の六第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ及び第五号ハ中「及び当該有価証券と同一種類の他の」を「と同一種類の」に改め、同条第六号中「及び当該株券と同一種類の他の」を「と同一種類の」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（適格機関投資家に関する経過措置）

第二条　この府令による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第十一項後段の規定は、平成二十七年十月一日前に行う同条第三項又は第六項の規定による届出については、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正）

第四条　次に掲げる府令の規定中「第十二条第一号ロ」を「第十二条第一号ロ⑴若しくは⑵」に改める。

一　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十四条の十四の二第二項第三号

二　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第十一条の十三の二第二項第三号

三　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第十九条の二第二項第三号

省　令

○総務省令第七十九号

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第十五条並びに政党助成法（平成六年法律第五号）第十九条第二項（同法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定に基づき、並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律を実施するため、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十五日

総務大臣　山本　早苗

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成六年自治省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別記第三号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（残余財産の国庫への帰属に係る申請文書）

第二条　法第十条の十第三項の規定による残余財産の国庫への帰属の申請に係る文書は、別記第三号様式によるものとする。

別記第三号様式中「（第２条関係）」を「（第３条関係）」に改め、同様式を別記第四号様式とし、別記第二号様式の次に次の一様式を加える。

第３号様式（第２条関係）

残余財産国庫帰属申請書

平成　　年　　月　　日

総務大臣　殿

政党の名称
清算人の氏名　　㊞

（政党の名称）清算人は、（政党の名称）残余財産を国庫帰属させるべく次のとおり申請いたします。

1　法人の所在地

2　法人名

3　残余財産の内容

4　申請理由

（備考）

1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

2　「清算人の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず清算人本人が自署すること。

3　金融機関が作成する残高を証する書面及び清算人に係る登記事項証明書を添付すること。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第二条　政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（総括文書）」に改める。

第十九条第一項第三号中「監査法人の社員」を「監査に関与する監査法人の社員」に改める。

別記第十六号様式中「合併に関する届出」を「合併に関する届」に改める。

別記第十九号様式（その１）及び（その２）中「（支出の内訳）」を「（支出項目別金額の内訳）」に改め、同様式（その３）中「支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）」を「総括文書（支部分）の要旨」に改め、同様式（その４）中「政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）」を「総括文書（本部及び支部分）の要旨」に改める。

別記第二十号様式中「政党交付金による支出に充てていない政党交付金等の引継の届出」を「政党交付金による支出に充てていない政党交付金等の引継の届」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。